

杉戸町最低制限価格取扱要綱の一部改正について

杉戸町では、建設業の健全な発達や工事の品質の確保を図ることを目的とし、ダンピング受注を排除するため、最低制限価格制度を導入しています。

令和 6 年 6 月 20 日以降に入札公告を行う案件より、設計等委託業務における最低制限価格の算定方法(掛け率)が改定されることとなりましたのでお知らせします。

◎業務委託(測量業務)

①直接測量費×100%
②測量調査費×100%
③諸経費×48%
①～③の合計額×1.1



①直接測量費×100%
②測量調査費×100%
③諸経費×50%
①～③の合計額×1.1

◎業務委託(土木関係の建設コンサルタント業務)

①直接人件費×100%
②直接経費×100%
③その他原価×90%
④一般管理費等×48%
①～④の合計額×1.1



①直接人件費×100%
②直接経費×100%
③その他原価×90%
④一般管理費等×50%
①～④の合計額×1.1

◎業務委託(地質調査業務)

①直接調査費×100%
②関節調査費×90%
③解析等調査業務費×80%
④諸経費×48%
①～④の合計額×1.1



①直接調査費×100%
②関節調査費×90%
③解析等調査業務費×80%
④諸経費×50%
①～④の合計額×1.1

◎業務委託(補償関係コンサルタント業務)

①直接人件費×100%
②直接経費×100%
③その他原価×90%
④一般管理費等×45%
①～④の合計額×1.1



①直接人件費×100%
②直接経費×100%
③その他原価×90%
④一般管理費等×50%
①～④の合計額×1.1

<参考>最低制限価格の算出方法

予定価格の設定範囲内における①～④の合計額(千円未満切り捨て)

- ※ 建設工事及び建設工事に係る設計等委託業務における全ての入札に適用します(単価契約及び総合評価方式による入札を除く)。
- ※ 土木関係の建設コンサルタント業務」及び「補償関係コンサルタント業務」においては、県要領に準じて、使用する積算基準書等の体系により上段、下段を使い分けることとします。
- ※ 役務その他委託業務については、最低制限価格制度の適用はありません。

業種区分	設定範囲	①	②	③	④
工事	75～92%	直接工事費 の97%	共通仮設費 の90%	現場管理費 の90%	一般管理費 の68%
測量	60～82%	直接測量費	測量調査費	諸経費の 50%	—
建設コンサル (建築)	60～80%	直接人件費	特別経費	技術料等経 費の60%	諸経費の 60%
建設コンサル (土木)	60～80%	直接人件費	直接経費	その他原価 の90%	一般管理費 等の50%
				技術経費の 60%	諸経費の 60%
地質調査	2/3～85%	直接調査費	間接調査費 の90%	解析等調査 業務費の 80%	諸経費の 50%
補償コンサル	60～80%	直接人件費	直接経費	その他原価 の90%	一般管理費 等の50%
				技術経費の 60%	諸経費の 60%

※ 本通知及び改定後の要綱については、町ホームページ「入札・契約・登録」に情報を掲載しています。